

公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況 (平成 25 年度)

平成 27 年 3 月 25 日
農林水産大臣、国土交通大臣

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。)第 7 条第 7 項に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(平成 22 年 10 月 4 日 農林水産省、国土交通省告示第 3 号。以下「基本方針」という。)第 3 の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他の基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を取りまとめたので、当該実施状況を踏まえて講ずべき措置と併せ公表する。

(基本方針)

第 3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとする。

また、国は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、大臣その他の幹部職員執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。

さらに、国は、その整備するすべての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、国がその整備する公共建築物において利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む。)のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法第 6 条第 1 項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとするを目標とする。

I 基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況

1 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容

平成 25 年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容については、以下のとおりである。

(1) 「公共建築物における木材の利用の促進に関する関係省庁等会議」の開催

(平成 26 年 1 月 17 日)

各省各庁に対して、農林水産省、国土交通省両副大臣より、法に基づく木材利用の一層の促進を要請するとともに、木材利用の取組に関する情報提供を実施した。

(関係省庁等会議構成員) 衆議院、参議院、最高裁判所、内閣府、金融庁、宮内庁、警察庁、公正取引委員会、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、人事院、会計検査院

2 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況

平成 25 年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況については、以下のとおりである。

(1) 低層の公共建築物の木造化について

平成 25 年度においては、低層(3階建て以下)の公共建築物が全体で 484 棟、合計延べ面積 352,307m²が整備された。

このうち、木造で整備を行った公共建築物は 24 棟、合計延べ面積 5,689 m²であった。概要は表 1 のとおりである。

なお、木造以外の構造とした主な理由は、次のとおりである。

- 延べ面積 3,000 m²を超える大規模な建築物など、建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められた建築物であること。
 - 自衛隊施設など、治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設等の建築物であること。
 - 刑務所、拘置所等の収容施設であり、施設の機能上の観点から木造以外の構造とすべき施設等の建築物であること。
 - 气象台、海上保安庁航空基地など、災害応急対策活動に必要な施設であることから、木造以外の構造とすべき施設等の建築物であること。
 - 法施行(平成 22 年 10 月)前に非木造建築物として予算化された建築物であること。
- その他、離島の設備機器を収納する施設で機器類の保護を確実にする必要があるこ

と、動物飼育用ケージであり、屋外と同じ環境や風雨等の耐久性が要求されるため、などの理由が挙げられている。

表1 木造で整備を行った公共建築物^注

省庁名	用途	棟数	合計延べ面積(m ²)
最高裁判所	職員宿舎	1	120
警察庁	訓練施設	1	32
	その他(渡り廊下)	1	114
農林水産省	森林事務所等	5	587
	事務庁舎	1	185
国土交通省	公園施設	1	465
	トイレ	1	89
環境省	事務庁舎(自然保護官事務所)	1	176
	公園施設(ビジターセンター、管理棟、避難小屋等)	7	1,574
	その他(トイレ・シャワー棟、設備棟)	2	154
防衛省	広報館	1	1,940
	貯蔵庫	2	254
合計		24	5,689

注：国が整備する公共建築物のうち、木造化（構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。）したもので平成25年度に完成したもの。

【平成 25 年度に木造で整備を行った主な公共建築物】

(() 内は、順に所在地、階数、延べ面積を示す。)

(※印 各府省等の所管の施設で国土交通省が整備を行ったもの)

○ 警察庁

岩手県警察学校 訓練施設※ (岩手県盛岡市 1階建て 32 m²)



○ 農林水産省

三陸北部森林管理署 (岩手県宮古市 3階建て 508 m²)



○ 国土交通省

国営みちのく杜の湖畔公園 小野分校 (宮城県柴田郡川崎町 1階建て 465 m²)



○ 環境省

十和田八幡平国立公園 十和田ビジターセンター

(青森県十和田市 2階建て 1,153 m²)



○ 環境省

三陸復興国立公園 宮古姉ヶ崎野営場 管理棟等 (岩手県宮古市 全て1階建て)

(左から) 炊事棟、管理棟、設備棟、トイレ・シャワー棟 合計 246 m²



○ 防衛省

新発田広報館 (新潟県新発田市 2階建て 1,940 m²)



(2) 内装等の木質化について

平成 25 年度に内装等の木質化を行った公共建築物の総数は、合計 161 棟であった。
概要は表 2 のとおりである。

表 2 内装等の木質化を行った公共建築物^{注1}

省庁名	新築等で 木質化を行った棟数 ^{注2}	模様替えて 木質化を行った棟数	合計棟数
衆議院	0	2	2
最高裁判所	8	10	18
警察庁	9	2	11
法務省	18	1	19
外務省	1	0	1
財務省	2	5	7
厚生労働省	4	1	5
農林水産省	1	12	13
国土交通省	18	13	31
環境省	2	4	6
防衛省	36	12	48
合計	99	62	161

注 1 : 国が整備する公共建築物のうち、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用したもので平成 25 年度に完成したもの。

注 2 : 新築等で木質化を行った棟数は、木造で整備を行った公共建築物の棟数は除いたもの。

【平成 25 年度に内装等の木質化を行った主な公共建築物】

(※印 各府省等の所管の施設で国土交通省が整備を行ったもの)

- 衆議院 憲政記念館※

(使用部位：憲政 50 年記念ホール天井、柱)



- 衆議院 国立国会図書館東京本館※

(利用者喫煙スペース)

(使用部位：入口三方枱)



- 最高裁判所 和歌山地家簡裁庁舎

(使用部位：玄関ホール壁)



- 最高裁判所 青森地家裁十和田支部庁舎

(使用部位：壁、法廷家具)



- 警察庁 長崎県警察機動隊※

(使用部位：天井、壁)



- 警察庁 静岡県警察学校※

(使用部位：壁面、収納棚)



- 法務省 旭川刑務所職員宿舎
(使用部位：床、カウンター)



- 法務省 静岡地方法務局藤枝出張所※
(使用部位：外壁木製ルーバー)



- 財務省 札幌南税務署※
(使用部位：天井ルーバー、建具枠)



- 財務省 関東信越研修所※
(使用部位：床)



- 厚生労働省 阿倍野公共職業安定所※
(使用部位：天井)



- 厚生労働省 沖縄愛楽園交流会館
(使用部位：床)



- 農林水産省 中央合同庁舎 1号館
 (農林水産省庁舎)
 (使用部位：床、壁)



- 農林水産省 別府森林事務所
 (使用部位：床、壁)



- 国土交通省 東雲合同庁舎
 (使用部位：玄関ホール壁)



- 国土交通省 道の駅まくらがの里こが
 (使用部位：天井、カウンター)



- 環境省 中部山岳国立公園
 樺平ビジターセンター
 (使用部位：床、壁、外壁)



- 環境省 瀬戸内海国立公園
 宮島弥山展望休憩所
 (使用部位：座、壁、外壁等)



- 防衛省 講堂
(使用部位：床、壁)



- 防衛省 隊員食堂
(使用部位：腰壁)



- 防衛省 体育館
(使用部位：床、壁)



- 防衛省 トレーニング室
(使用部位：腰壁)



(参考) 木材利用推進状況について

表3 国が整備する公共建築物における木材利用推進状況

整備及び使用実績	単位	23年度	24年度	25年度	備考 (対前年 比)
国が整備する低層 (3階建て以下)の 公共建築物(新築等)	棟数	506	462	484	104.8%
	延べ面積 (㎡)	446,241	249,692	352,307	141.1%
うち、基本方針にお いて木造化になじま ないとされているも の以外の公共建築物 <small>注1</small>	棟数	94	98	118	120.4%
	延べ面積 (㎡)	23,081	26,083	21,157	81.1%
うち、法施行前に 非木造建築物とし て予算化された公 共建築物	棟数	63	22	24	109.1%
	延べ面積 (㎡)	16,547	2,949	2,165	73.4%
うち、各省各庁に おいて木造化にな じまないと判断さ れた公共建築物	棟数	0	34	70	205.9%
	延べ面積 (㎡)	0	15,390	13,301	86.4%
うち、木造で整備 を行った公共建築 物	棟数	31	42	24	57.1%
	延べ面積 (㎡)	6,534	7,744	5,689	73.5%
内装等の木質化を 行った公共建築物 <small>注2</small>	棟数	257	258	161	62.4%
木材の使用量 <small>注3</small>	m ³	9,511	5,002	6,695	133.8%

注1 : 基本方針で木造になじまないとされているものとは、以下に記す公共建築物。

○建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる低層の公共建築物

○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されると例示されている公共建築物

(例示) ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設

・刑務所等の収容施設

・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設

・危険物を貯蔵又は使用する施設等

・伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物

・博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設

注2 : 木造で整備を行った公共建築物の棟数は除いたもので集計。

注3 : 当該年度に完成した公共建築物において、木造化及び木質化による木材使用量。木造で整備を行った公共建築物の内、使用量が不明なものは、0.22m³/㎡で換算した換算値。また、内装等に木材を使用した公共建築物で、使用量が不明なものについての木材使用量は未計上。

(3) 木材を原材料として使用した備品及び消耗品と木質バイオマスの利用について

木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達状況並びに木質バイオマスを燃料とした暖房器具、ボイラーの設置状況については、表4、表5のとおりである。

なお、木材を原材料として使用した備品及び消耗品が調達できなかった理由は、次のとおりである。

- 紙類・文具類の調達では、古紙配合品を優先しているため
- 要求する仕様を満たす製品がないため
- 製品が限定され、競争入札を妨げるため
- 競争入札の結果、他の製品を購入することになったため
- 価格が高いため
- 耐久性を考慮したため
- 期日までの調達が困難だったため 等

表4 木材(間伐材・合法木材)を原材料として使用した備品及び消耗品の調達状況(全体集計)

使用実績		単位	平成24年度			平成25年度			備考 (対前年比)		
			総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率	総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率	総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率
紙類	コピー用紙	kg	30,405,453	5,877,468	19.3%	29,956,981	1,897,052	6.3%	98.5%	32.3%	32.8%
	印刷用紙	kg	1,689,633	123,902	7.3%	3,099,346	155,560	5.0%	183.4%	125.6%	68.8%
文具類	ファイル	冊	7,139,319	1,581,464	22.2%	5,432,047	728,263	13.4%	76.1%	46.0%	60.4%
	事務用封筒(紙製)	枚	78,130,523	12,608,152	16.1%	75,529,277	7,916,437	10.5%	96.7%	62.8%	65.1%
オフィス家具等	机	台	23,623	2,393	10.1%	25,048	3,834	15.3%	106.0%	160.2%	151.6%
	棚	連	12,135	503	4.1%	12,936	488	3.8%	106.6%	97.0%	92.0%
	収納用什器(棚以外)	台	16,295	637	3.9%	21,986	574	2.6%	134.9%	90.1%	66.9%
	ローバー テイション	台	5,269	133	2.5%	5,989	183	3.1%	113.7%	137.6%	122.2%

注：木材を使用した製品とは、紙類・文具類では間伐材を原材料とした製品、オフィス家具等では間伐材・合法木材を原材料として使用した製品。

表5 木質バイオマスを燃料とした暖房器具、ボイラーの設置状況 (単位：基)

	設置累計		新たな設置		既存施設からの廃止	
	暖房器具	ボイラー	暖房器具	ボイラー	暖房器具	ボイラー
合計	284	4	10	1	1	0
農林水産省	114	0	3	0	0	0
国土交通省	1	1	0	0	0	0
環境省	169	3	7	1	1	0

注：各省各庁が所管する公共建築物において、木質バイオマスを燃料とする暖房器具、ボイラーの設置数等を計上：設置累計は、平成25年度の新規設置及び既存廃止を含んだ数量

○ 木質バイオマス利用拡大への取組について

環境省では、三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興事業として、防災対応の野営場整備に木質チップボイラーを採用し、木質バイオマス利用の普及啓発を図れる施設とした。

【三陸復興国立公園 宮古姉ヶ崎野営場の設備棟】



設備棟とチップヤード(手前)



木質バイオマス利用を説明

3 その他

(1) 国における取組

① 公立学校施設の整備における木材利用の促進の取組

文部科学省では、木造校舎の整備や内装の木質化に対して国庫補助を実施した。特に、地域材を活用して木造施設を整備する場合や、環境を考慮した学校施設(エコスクール)として認定を受けて内装木質化を行う場合、国庫補助単価の加算措置を実施した。

また、木材利用の取組の一助となるよう、都道府県、市町村担当者、学校関係者、設計者等を対象にした講習会を開催した。

② 都道府県担当者を対象とした会議等における木材利用促進の周知

厚生労働省では、木材利用の積極的活用を図るものを優先的に補助採択する旨を、社会福祉施設の整備方針として周知した。

都道府県担当者を対象とした会議等の場において、社会福祉施設や診療所等における木材利用の促進を要請した。

③ 低コストで合理的な木造公共建築物の整備等に対する補助事業

林野庁では、地域材を利用し、設計上の工夫や木材調達を通じた、低コストで合理的な木造公共建築物の工事費等に対する支援、設計段階からの技術支援、整備資金の借入りに係る利子助成を実施した。

また、大規模な木造建築の実現に必要な新たな建築部材の開発に対する支援を実施するとともに、木造建築設計・施工の担い手育成に対する支援等を実施した。

④ 木材の適切な供給の確保に関する取組

林野庁では、林業の生産性の向上に向けて、施業を集約化し、計画的に搬出間伐を行う者に対する支援を行ったほか、路網整備等を実施した。

また、品質・性能の確かな地域材製品の安定的な供給に向けた木材加工流通施設等の整備への支援や、地域材の差別化・信頼性向上を図るため、合法木材の表示実証調査や合法木材の普及のための研修の実施などの支援を行った。

このほか、東日本大震災により被災した木材加工流通施設の復旧等を支援し、復興住宅等の建設に向けて、地域材の安定供給体制の構築を図った。

⑤ 市町村方針策定の働きかけ

林野庁では、直接、また都道府県を通じて間接的に、法の趣旨の浸透や市町村方針の策定への働きかけを行った。その結果、全市町村における市町村方針の策定割合は、平成 24 年度末の 64%から 79%まで増加した。また、より策定割合を向上させるための、未策定市町村に対するアンケート調査を実施した。

⑥ 「公共建築物における木材利用の導入ガイドライン」の公表

国土交通省では、地方公共団体と協力^注して、事務用途以外の公共建築物を主な対象に、設計段階で必要となる技術的事項等について、設計図面を主としてまとめた「公共建築物における木材利用の導入ガイドライン」を作成し、平成 25 年 6 月 28 日に公表した。

注：都道府県、政令指定都市及び官庁営繕部が参加する全国営繕主管課長会議において実施

⑦ 「木材を利用した官庁施設の整備コスト抑制手法に関する検討」の開始

国土交通省では、官庁施設における木材利用をより一層進めるために、近年の木造で整備された建築物の調査を行うなど、建設費低減の手法を収集、整理し、設計・施工上の留意点のとりまとめを行い、整備コスト抑制のための参考となる資料を作成することを目的に検討を開始した。検討は、平成 25 年度、平成 26 年度の 2 か年をかけて実施する。

⑧ 木造建築基準の高度化推進事業

国土交通省では、木造 3 階建ての学校や延べ面積 3,000 m²を超える建築物に関し、火災時の安全性が確保される基準の整備に向け、実証実験の実施等による木材の耐火性等に関する研究（H23 年度～H25 年度）を実施した。その成果をふまえ、平成 26 年 3 月に木造建築関連基準の見直しを含む建築基準法の一部を改正する法律案が国会に提出された。

⑨ 先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物の整備に対する補助事業

国土交通省では、構造・防火面における先導的な設計・施工技術を導入する大規模木

造建築物等の整備に対する補助制度により、老人ホーム、官民複合施設等の公共建築物を含む木造建築物等の整備を支援した。

⑩ 自然公園等施設における木材利用の取組

環境省では、都道府県への自然公園等施設整備^注に関する補助制度により、自然公園等施設における木材利用の取組を行った。建築物としては、公衆トイレ、炊事棟、四阿^{あずまや}が整備された。

注：自然公園等施設の建築物、工作物（柵、ベンチ、段差工（階段）、木道、木橋、標識等）の整備

⑪ 公共建築物における木材利用の情報提供を行うためのホームページを充実

文部科学省：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/mokuzai/1284978.htm

林野庁：<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html>

国土交通省：http://www.mlit.go.jp/gobuild/mokuzai_index.html

(2) 地方公共団体等における取組

○ 地方公共団体の方針策定状況

法第4条において、「地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。」とされている。

また、法第8条では、「都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下、「都道府県方針」という。）を定めることができる。」としている。

さらに、法第9条では、「市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下、「市町村方針」という。）を定めることができる。」としている。

都道府県方針については、平成24年3月に、47都道府県全てで策定されたところである。市町村方針の策定数は1,384となり、その推移は表6のとおりである。

なお、平成26年9月末時点の市町村方針の策定状況は参考1のとおりである。

また、地方公共団体等において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例は参考2のとおりである。

表6 木材利用方針の策定市町村数の推移

	都道府県内の市町村数	平成24年3月末時点	平成25年3月末時点	平成26年3月末時点
北海道	179	49	117	160
★青森	40	2	40	40
★岩手	33	3	33	33
宮城	35		17	28
★秋田	25	25	25	25
山形	35	3	19	31
福島	59	5	14	33
茨城	44	18	30	39
★栃木	26		26	26
群馬	35	1	15	18
埼玉	63	7	15	20
千葉	54		13	16
東京	62	3	4	7
神奈川	33	2	5	12
新潟	30	9	22	29
★富山	15	11	15	15
★石川	19	10	19	19
福井	17	1	5	16
山梨	27	11	21	25
★長野	77	27	77	77
★岐阜	42	5	41	42
★静岡	35	3	28	35
愛知	54		20	49
三重	29	7	15	27

	都道府県内の市町村数	平成24年3月末時点	平成25年3月末時点	平成26年3月末時点
滋賀	19	3	7	9
京都	26	2	7	17
大阪	43		12	14
兵庫	41	6	29	31
★奈良	39		27	39
★和歌山	30	4	29	30
鳥取	19	13	17	17
★島根	19	12	18	19
★岡山	27	26	27	27
★広島	23	1	23	23
★山口	19		11	19
★徳島	24	24	24	24
香川	17		3	12
★愛媛	20	16	19	20
★高知	34	2	34	34
福岡	60	3	31	54
★佐賀	20	16	20	20
長崎	21	6	10	20
★熊本	45	23	42	45
★大分	18	12	18	18
★宮崎	26	13	26	26
★鹿児島	43	21	43	43
沖縄	41		1	1
計	1,742	405	1,114	1,384

注：★印は、平成26年3月末時点で全市町村が策定済みの都道府県（23県）

II 実施状況を踏まえて講ずべき措置

1 国が講ずべき措置

平成 25 年度の実施状況を踏まえ、公共建築物における木材の利用のより効果的な促進に資するよう講ずべき主な措置は、以下のとおりである。

- (1) 各省各庁は、各省計画に従って国が整備する公共建築物における木材の利用を確実に推進するとともに、独立行政法人等、関係機関に対して木材の利用に関して積極的な働きかけを行う。

農林水産省及び国土交通省は、公共建築物の木造化等の取組が確実に実施されるよう、「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」を適宜開催し、施設整備主体への働きかけや新たな取組事例の情報提供などを行う。

また、国土交通省は、予算要求段階において各省各庁の営繕計画書に関する意見書制度を活用するなど、より一層の木造化、内装等の木質化の実施について働きかける。

- (2) 各省各庁における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達について、木製品の対象となる製品の情報が少ないことから、農林水産省は、各省各庁に対し各種資料の提供など積極的な情報提供に努める。また、備品及び消耗品のメーカーに対しては、法の趣旨を説明し、木材を原材料とした製品の充実を働きかける。

2 国が地方公共団体等に対して講ずべき措置

地方公共団体等における取組状況を踏まえ、国が地方公共団体や関係業界団体等に対して講ずべき主な措置は、以下のとおりである。

- (1) 市町村方針については、林業関係の専門性を有した職員が少ない場合も多いことから木材利用に関する疑問点等についてアドバイスをを行い、より多くの市町村が方針を策定するよう積極的に働きかける。

特に、都市部の市町村に対しては、木材利用の意義とともに、方針策定の働きかけを積極的に行う。

- (2) 地方公共団体のニーズ等を把握し、公共建築物の木造化に向けた取組が効率的に進められるよう、技術支援等の必要な情報を提供する。
- (3) 国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物の整備主体に対し、木材の利用について積極的な働きかけを行う。
- (4) 公共施設の整備を行っている関係業界団体等の掘り起こしを行い、各種説明会や会議等の場を通じて法に関する取組を周知徹底する。

(5) 間伐材等の木材を使用した備品及び消耗品などの調達について、地方公共団体等に対し、積極的な調達に努めるよう働きかけを行う。

【参考 2】

地方公共団体において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例
(平成 26 年度木材利用優良施設コンクール(木材利用推進中央協議会主催)の受賞施設から)

○ 新城市立^{つげがわ}黄柳川小学校 (農林水産大臣賞)

- ・ 施主：新城市 (愛知県新城市)
- ・ 特徴：切妻屋根や地域材を使った下見張りの木壁等により、地域に馴染むよう工夫。アリーナは RC 造の下部構造に木造の屋根架構をかけたハイブリット構造で高い耐震性を確保。



○ 当麻町公民館「まとまーる」(林野庁長官賞)

- ・ 施主：当麻町 (北海道当麻町)
- ・ 特徴：利用者が地域材を直接見て、触れて、木の良さを感じられる施設。家具には町有林から伐採した樹齢 150 年以上のミズナラを使用。



○ コンベンションぬまづ (林野庁長官賞)

- ・ 施主：静岡県
- ・ 特徴：景勝地「千本松原」をイメージし、景観・環境へ配慮した施設。内装仕上げに、県産のスギ丸太 433 本を列柱状に配置するなど施設を木質化。



○ 様似町立^{さまに}様似小学校（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主：様似町（北海道様似町）
- ・ 特徴：森林の果たす役割の大切さを学ばせるため、「木の温もり」を実感できる、道産木材を使用した内装仕上げ。天井や腰壁には町有林から伐採したトドマツを使用。



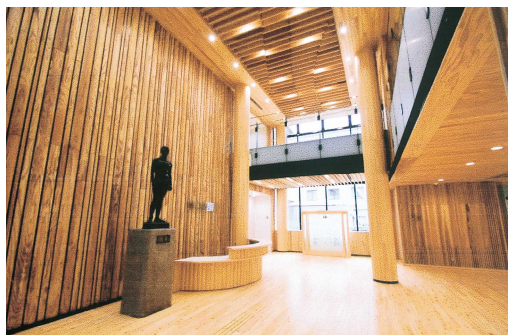
○ 岩沼市東児童館（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主：岩沼市（宮城県岩沼市）
- ・ 特徴：子ども連れ利用者が安心して利用できる、県産木材をふんだんに使用した温もりあふれる木造平屋建て施設。使用木材のうち60%以上が優良みやぎ材。



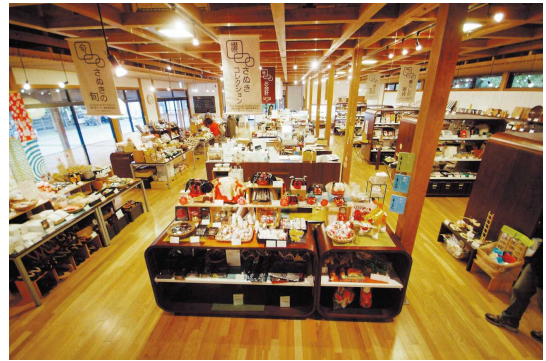
○ 西条市役所市庁舎新館（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主：西条市（愛媛県西条市）
- ・ 特徴：庁舎はS造7階建てであるが、内・外装に県産木材を使用することで温かみのある雰囲気をつくりだし、すべての市民が快適に利用できるよう工夫。



○ かがわ物産館「栗林庵」^{りつりんあん}（木材利用推進中央協議会会長賞）

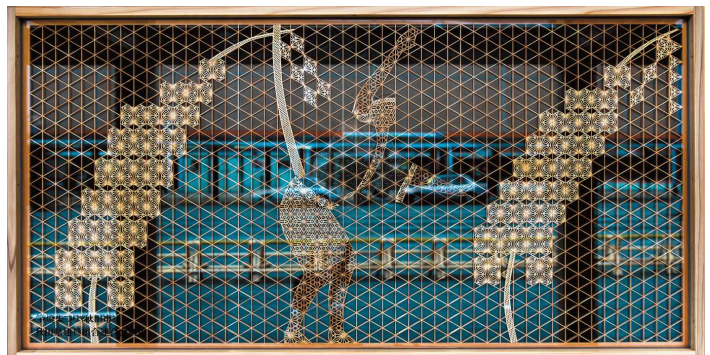
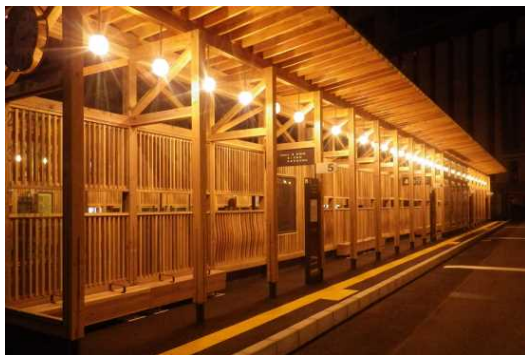
- ・ 施主：香川県
- ・ 特徴：特別名称「栗林公園」にふさわしい建物とし、木造在来軸組工法に漆喰塗の真壁及び瓦葺と伝統的な工法を採用。構造材及び造作材に香川県産のスギ、ヒノキを使用。



民間事業者による公共建築物等の木造化に取り組む新たな事例
（平成 25 年度優良木造施設コンクール（木材利用推進中央協議会主催）の受賞施設から）

○ 秋田駅西口バスターミナル（林野庁長官賞）

- ・ 施主：秋田中央交通（株）（秋田県秋田市）
- ・ 特徴：秋田スギをふんだんに使い、県産木材普及と秋田駅前の活性化につながるよう工夫。組子細工を壁面に設置し、ベンチは秋田スギの無垢材を使用。



○ あゆみの森幼稚園（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主：学校法人光の子ども自然学園（鹿児島県熊毛郡屋久島町）
- ・ 特徴：屋久島のスギだけを使用し、建物のほとんどを地元工務店の大工によって木造在来工法で建築。四季を通じて子ども達が快適に健やかに過ごせる園舎。

